

「自動車検査員教習を受講した場合における教習修了者とならなかった者の取扱いに係る教習受講日の期限について」により措置を行った時限的取扱いの期日について

自動車検査員教習を受講した場合における教習修了者とならなかった者の取扱いについては、日整連第2-67号（令和2年5月13日付）にて、新型コロナウイルス感染症の影響により、通達で定められた2年を超えない期間に教習を受講することができない場合については、別途、指示するまでの間、当該期間を超えていても差し支えない旨をお知らせしたところです。

今般、国土交通省より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことから、当該時限的措置の期間を令和6年3月31日までとする旨、通達されましたのでお知らせいたします。